締約国に関する情報 ＰＴ	ポルトガル	附属書　Ｂ１ ＰＴ

一　般　情　報

国内官庁の名称	National Institute of Industrial Property (Portugal) （国立産業財産機関（ポルトガル））
所在地	Campo das Cebolas, 1149-035 Lisboa, Portugal
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(351-21) 881 81 00 servico.publico@inpi.pt http://inpi.justica.gov.pt/ (351-21) 886 98 59
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
ポルトガルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	欧州特許庁（ＥＰＯ），ＷＩＰＯ国際事務局 又は国立産業財産機関（ポルトガル）
国内法令[2]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： 居住者による出願[3]
ポルトガルが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：国立産業財産機関（ポルトガル） 欧州特許：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案（実用新案は国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる） 欧州：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　産業財産法第92条「国際出願手続」。

3　ポルトガルにおいて行った先の出願から優先権を主張する場合を除く。

ＰＴ	ポルトガル（続き）	ＰＴ
国際型調査に関するポルトガルの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 特許権付与後，出願人には国際出願の国際公開から特許権付与までの間について合理的な補償が与えられる。この目的を達成するためには，国際公開がポルトガル語で行われていないので，出願人は請求の範囲のポルトガル語による翻訳文を，図面がある場合はこの写しを添付して国立産業財産機関（ポルトガル）に提出しなければならない。仮保護は，この翻訳された請求の範囲が公に入手できるようになった日から適用される。 欧州特許を目的とする指定の場合： 国際公開の後，又はこの公開がＥＰＯが認める公用語でない場合は，いずれかの公用語でＥＰＯに提出された国際出願のＥＰＯによる公開の後，出願人は請求の範囲のポルトガル語による翻訳文を，図面がある場合はこの写しを国立産業財産機関（ポルトガル）に提出しなければならない。仮保護はこの翻訳された請求の範囲が公に入手できるようになった日から適用される。	
ポルトガルが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ポルトガルが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	
欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照		